

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-5
許認可等の種類	行為不許可等に係る損失補償			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第64条第1項			
許認可等の概要	県は国定公園について、第20条第3項、第21条第3項の許可を得ることができないため、第32条の規定により条件を付されたため、又は第33条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に事例がなく設定困難のため)			
期間の制定根拠	—			